



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月24日金曜日 第705号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 248
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 249
- 保安林予定森林……………（森林整備課）… 249
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）……………（東予地方局農村整備課）… 249
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 249
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 250
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（南予地方局農村整備課）… 250
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ）… 250
- 道路の供用開始（県道池田中山線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 250

## 公 告

- 製菓衛生師試験の施行……………（業務衛生課）… 251
- 微物分析装置の借入れ……………（警察本部会計課）… 251
- 愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新業務……………（美術館）… 252

## 公営企業告示

- 落札者等の告示（4件）……………（公営企業管理局県立病院課）… 253

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くすりのレデイ新居浜松木店  
新居浜市松木町甲5258番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社レデイ薬局  
松山市南江戸四丁目3番37号  
代表取締役 藤田 和郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社レデイ薬局  
松山市南江戸四丁目3番37号  
代表取締役 藤田 和郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年12月14日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,236平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
53台  
イ 駐輪場の収容台数  
10台  
ウ 荷さばき施設の面積  
93平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
5.9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
5箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

令和8年4月13日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者

は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第359号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: 実施者, 地域, 調査期間, 成果の名称. Row 1: 今治市, 泉川町2丁目等3単位区域, 令和6年度から令和7年度まで, 今治市（泉川町2丁目等3単位区域）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和8年4月24日

○愛媛県告示第360号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市福武字八堂乙9の1・乙12の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

○愛媛県告示第363号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年4月24日

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月24日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Row 1: 監事, 薦田一美, 新居浜市喜光地町二丁目3番50号

○愛媛県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月24日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include: 理事長 (土岐清重), 理事 (加藤則明, 尾崎弘之, 高橋登, 加藤勝俊, 池田辰夫, 今上優子), 監事 (久門薫, 近藤上, 本田修)

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include: 理事長 (土岐清重), 理事 (加藤則明, 尾崎弘之, 高橋登, 加藤勝俊, 池田辰夫), 監事 (久門薫, 近藤上, 本田修)

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-5)第10346号	令和5年5月1日	愛媛緑地(株)	長井 眞美	今治市町谷甲591-6	令和8年3月16日	造園工事業	建設業の廃止
(般-6)第7275号	令和6年7月8日	(有)鈴木産業	鈴木 淑子	四国中央市金田町金川14-43-1	令和8年3月26日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般-3)第6515号	令和3年12月2日	(有)高津設備	高津 琢道	新居浜市八幡2-3-54	令和8年3月31日	鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年4月24日

愛媛県中予地方局長 小山 哲司

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
8中局建(開)第2号 令和8年4月14日	東温市北方字田中甲3155番1、甲3160番1、甲3161番、甲3162番1、甲3163番1、甲3168番1、甲3168番2、甲3169番、甲3170番1、甲3170番2、甲3171番、甲3172番、甲3173番1、甲3173番3、甲3173番4、甲3174番1、甲3174番2、甲3175番、甲3176番1、甲3176番2、甲3177番1、甲3178番1、甲3178番5、甲3178番9、甲3178番10、甲3178番11、甲3178番12、甲3178番13、甲3188番2、甲3189番1、甲3189番2、甲3189番3、甲3190番、甲3191番1、甲3191番2、甲3191番3、甲3192番1、甲3193番、甲3197番1及び甲3188番2北側地先道の一部（国道11号線道路敷の一部）、区域内里道・水路	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地2 N I T T O K U株式会社

○愛媛県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、緑借都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月24日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	上田 隆光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地
〃	谷 脇 孝紀	南宇和郡愛南町緑乙1179番地
〃	埜 下 裕之	南宇和郡愛南町緑乙1534番地
〃	宮 本 秀樹	南宇和郡愛南町緑甲832番地
〃	尾 崎 道広	南宇和郡愛南町緑乙1700番地
〃	増 崎 淳子	南宇和郡愛南町緑乙1136番地
〃	土 居 法明	南宇和郡愛南町城辺甲5469番地1
〃	木 原 莊二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7
監事	岩 村 逸夫	南宇和郡愛南町緑甲201番地
〃	小 西 ひとみ	南宇和郡愛南町城辺甲3788番地
〃	森 裕 之	南宇和郡愛南町緑甲308番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	上田 隆光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地

〃	青 木 昌 訓	南宇和郡愛南町緑乙3160番地
〃	埜 下 裕 之	南宇和郡愛南町緑乙1534番地
〃	宮 本 秀 樹	南宇和郡愛南町緑甲832番地
〃	尾 崎 道 広	南宇和郡愛南町緑乙1700番地
〃	砂 田 豊 秋	南宇和郡愛南町緑丙319番地
〃	増 崎 元 吉	南宇和郡愛南町緑乙1136番地
〃	木 原 莊 二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7
監事	中 川 里 美	南宇和郡愛南町城辺甲2163番地
〃	斗 薺 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693番地
〃	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201番地

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月24日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋

○愛媛県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月24日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋

○愛媛県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南420番4から 同町大瀬南417番まで	令和8年4月24日

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和8年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時  
令和8年7月9日（木）13時00分
- 2 試験の場所  
松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県庁第二別館11階大会議室
- 3 受験願書の提出期間  
令和8年5月18日（月）から5月29日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
微物分析装置の借入れ
  - (2) 借入物品名及び数量  
微物分析装置 一式
  - (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 借入期間  
令和8年11月1日から令和18年10月31日までの間
  - (5) 納入場所  
愛媛県警察本部刑事部科学捜査研究所
  - (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和8・9・10年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部会計課調度係  
〒790-8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934-0110 内線 (2231)
  - (2) 入札書の受領期限  
令和8年6月25日（木）午後2時00分
  - (3) 入札説明書の交付方法
    - ア 交付場所  
(1)に掲げる場所で交付する。
    - イ 交付時期  
公告の日から令和8年5月27日（水）午後5時15分まで
  - (4) 開札の日時及び場所  
令和8年6月25日（木）午後2時00分  
愛媛県警察本部 2階 聴聞室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否

## 要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Trace Evidence Analytical Instruments / Scanning Electron Microscope-Energy Dispersive X-ray Spectroscopy (SEM-EDS) , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 25, June, 2026
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan  
TEL 089-934-0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月24日

愛媛県美術館長 伊賀上 慶 樹

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新業務
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新 1式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで
- (5) 委託業務の履行場所  
愛媛県松山市堀之内  
愛媛県美術館本館
- (6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (4) 愛媛県令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に

「管工事」の業種の建設業者として登録されている者であること。

- (5) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (8) 上記(1)から(7)について、適正かつ確実に業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県美術館総務課総務係  
〒790-0007  
愛媛県松山市堀之内  
電話 (089)932-0010
- (2) 入札書の受領期限  
令和8年6月4日(木)午前10時00分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法  
公告の日から令和8年5月22日(金)までの開館時間中(午前9時40分から午後6時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで)に、(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和8年6月4日(木)午前10時00分  
愛媛県美術館本館3階会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和8年5月22日(金)午後6時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県美術館長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると愛媛県美術館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Upgrade of the central monitoring system for the air conditioning equipment at the Main Building of Ehime Prefectural Museum of Art
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 4 June 2026

(3) For further information, please contact: General Affairs Division, The Museum of Art, Ehime, Horinouchi, Matsuyama, Ehime 790-0007 Japan  
TEL 089-932-0010

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月24日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（中央病院分）一式	愛媛県公営企業管理局 総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月27日	富士通グループ 代表企業 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（愛媛） 松山市永代町13番地	46,823,590円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月24日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（今治病院分）一式	愛媛県公営企業管理局 総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月27日	富士通グループ 代表企業 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（愛媛） 松山市永代町13番地	16,125,230円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月24日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（南宇和病院分）一式	愛媛県公営企業管理局 総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月27日	富士通グループ 代表企業 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（愛媛） 松山市永代町13番地	7,876,660円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月24日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（新居浜病院分）一式	愛媛県公営企業管理局 総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月27日	富士通グループ 代表企業 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（愛媛） 松山市永代町13番地	19,105,680円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による